

【水防法】

大規模氾濫減災対策協議会

※洪水により相当な損害が生じる河川

【主な協議事項】

・円滑かつ迅速な避難体制を始めとする浸水被害防止・軽減に関する事項

【河川法】

ダム洪水調節機能協議会

※利水ダム等を有する河川

【主な協議事項】

・河川管理者とダム設置者等による事前放流に関する協定

流域治水協議会

※河川整備が必要な河川

・上記以外の森林や農地等を含めた総合的な取組に関する事項

子吉川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約

(設置)

第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「子吉川水系ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

(協議会の対象ダム)

第3条 協議会は、子吉川水系における、大内ダム、小羽広ダムを対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 協議会は、必要に応じて別表1の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(作業部会の構成)

第5条 協議会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、検討、調整等を行うことを目的とする。
- 3 作業部会は、別表2に所属する者をもって構成する。
- 4 作業部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 作業部会は、必要に応じて別表2以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。なお、ここでいう治水協定は、子吉川水系治水協定を指す。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。

- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議に必要な協議。
- 六 ダムの利水容量を活用した洪水調節の実施状況及び効果等のフォローアップの情報共有。
- 七 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

- 2 作業部会は原則非公開とする。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、秋田河川国道事務所 調査第一課で行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 この規約は、令和3年9月30日から施行する。

子吉川水系 ダム洪水調節機能協議会 協議会委員

由利本荘市長
秋田県 建設部長
秋田県 農林水産部長
気象庁 秋田地方気象台長
国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所長

子吉川水系 ダム洪水調節機能協議会 作業部会

由利本荘市 企業局 大内上下水道事務所
秋田県 建設部 河川砂防課
秋田県 農林水産部 農地整備課
気象庁 秋田地方气象台
国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所 調査第一課